

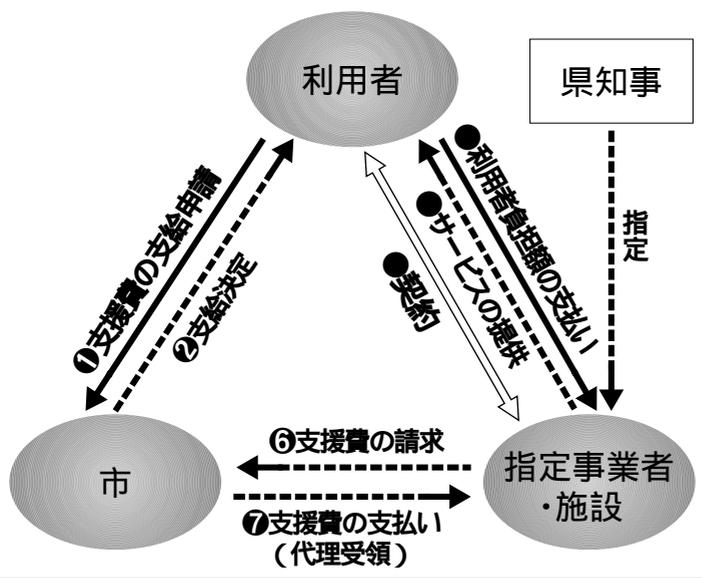
平成15年4月 新制度に移行

障害のあるかたの福祉サービス 支援費制度」がスタート 10月から支援費支給申請を受け付けます

障害のあるかたの自立と社会参加を促進するため、障害のないかたと同じ生活を送り、生き生きと活動できる地域社会の実現、「ノーマライゼーション」に積極的に取り組むことが求められています。その中で、障害者福祉サービスは、これまで行政がサービスを決める「措置制度」がとられてきましたが、平成15年4月から利用者本位の考えに立つ新しい仕組み「支援費制度」に移行することとなりました。この制度では、サービス利用に際して利用者である障害のあるかたが、サービスを提供する事業者を自由に選択し、対等な関係に基づき、「契約」によりサービスを利用することになります。今回は、21世紀にふさわしい福祉サービスを目指した新しい制度、支援費制度についてお知らせします。

●支援費制度の枠組み

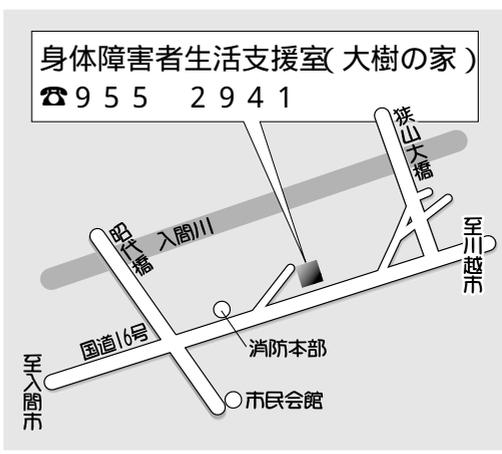
支援費制度では、利用者とサービス提供事業者（指定事業者・施設）市町村、県、国が協力してこの制度を支えています。支援費制度におけるサービスの利用や支援費の請求、支払いなどの基本的な枠組みは下図のとおりです。――は利用者の役割、---は行政、指定事業者・施設の役割、＝は利用者、指定事業者・施設の役割を表します。



行政の措置から 利用者の選択による契約へ

現在の「措置制度」では、福祉サービスに要した費用のすべてを、市が直接サービス事業者・施設に支払い、サービスを受けたかたは、本人や家族の収入などに応じた負担金を市に納めていただいています。

これに対し、「支援費制度」では、障害のあるかたがサービス利用者として、自分が使いたいサービスを自分で決め、市に支給申請していただきます。市は、申請に基づき内容を調査し、支援の期間、利用者負担額などを決めます。サービス利用者は、この決定により福祉サービス事業者・施設と契約し、サ



ービスを受け、決められた利用者負担額を直接事業者・施設に支払います。その他にかかった費用は事業者・施設が市に請求します。市は、審査後に支給額を決定し、事業者・施設に費用を支払います。この市が事業者・施設に支払う費用を支援費といっています。

サービス利用・手続きの流れ

① 情報収集・相談
どのようなサービスがあったら、どのような組み合わせで利用すればいいのか、利用者負担金などの程度に



リハビリに励む大樹の家利用者

なるのかなど、市や身体障害者生活支援室で情報提供や制度に関するいろいろな相談をお受けします。市内では、茶の花福祉会大樹の家身体障害者生活支援室が相談窓口として県に指定されています。

② 支援費の支給申請

市に、本人および扶養義務者の利用者負担金を決定するための書類収入・課税状況が分かるもの(を添えて申請してください。なお、施設入所やホームヘルプサービスなど、支援費制度の対象となるサービスを現在受けているかたも、市に申請して必ず

支給決定を受けてください。支援費制度の対象となるサービスは、次の施設サービス(施設訓練等支援)と居宅サービス(居宅生活支援)です。

身体障害者関係

- (1) 施設訓練等支援
- (2) 身体障害者更生施設
- (3) 身体障害者療護施設
- (4) 身体障害者授産施設(小規模通所授産施設を除く)

居宅生活支援

- (1) 身体障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)
- (2) 身体障害者デイサービス事業
- (3) 身体障害者短期入所事業(ショートステイ)

知的障害者関係

- (1) 施設訓練等支援
- (2) 知的障害者更生施設
- (3) 知的障害者授産施設(小規模通所授産施設を除く)
- (4) 知的障害者通所
- (5) 知的障害者福祉協会が設置する福祉施設

居宅生活支援

- (1) 知的障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)
- (2) 知的障害者デイサービス事業
- (3) 知的障害者短期入所事業(ショートステイ)

(4) 知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)

障害児関係

- (1) 児童居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)
- (2) 児童デイサービス事業
- (3) 児童短期入所事業(ショートステイ)

居宅生活支援

- (3) 支援費支給決定・受給者証の交付申請を受けた市は、障害のあるかたから障害の状況や利用の意向などを伺い、その内容を勘案したうえで支援費の支給と利用者負担金を決定し、決定した内容を記載した受給者証を利用者に交付します。

④ 契約・サービス利用

利用者はサービス事業者・施設都道府県知事などが指定した複数の事業者・施設の中から自分で選択することが出来ます(に受給者証を提示し、サービス内容を確認したうえで利用に関する契約を結び、サービスを受けます。

⑤ 利用者負担金の支払い

利用者は、利用者負担金をサービス事業者・施設に直接支払います。

説明会を開催します

支援費制度に関する説明会を次の日程で行います。皆さんご参加ください。

日時(9月)		会場
19日(木)	9時30分～11時30分	狭山台公民館
20日(金)	9時30分～11時30分	柏原公民館
	13時30分～15時30分	水野公民館
24日(火)	13時30分～15時30分	水富公民館
25日(水)	13時30分～15時30分	中央公民館
30日(月)	9時30分～11時30分	奥富公民館
	13時30分～15時30分	堀兼公民館

⑥ 支援費の支給

市は支給額を確定し、サービス事業者・施設に支援費を支払います。

申請受け付けは10月から

支援費支給申請は、10月から市で受け付けを始めます。支給決定となったかたには受給者証を交付します。受給者証がないかたは、来年4月から支援費制度の対象となるサービスが受けられなくなりますので、ご注意ください。

問い合わせ障害者福祉課へ内線1591